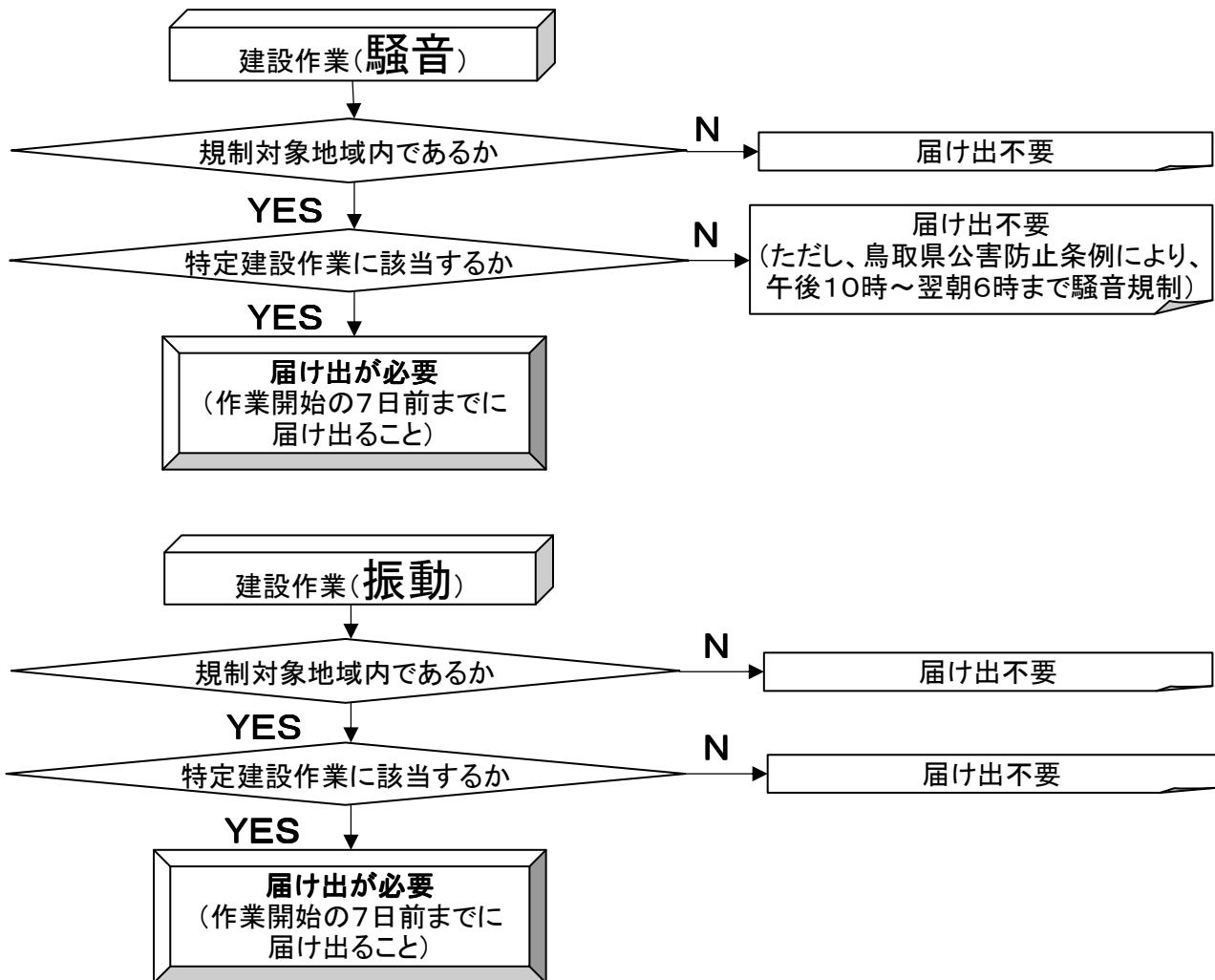


特定建設作業届け出判別フロー



《届け出が必要な場合について》

【届け出に必要な書類】(同じものを2組提出)

- ① 特定建設作業届け出書【当該建設作業の開始の日の7日前までに届け出ること】
- ② 当該特定建設作業の場所付近の見取り図(住宅地図等)
- ③ 工事工程表(建設工事の工程の概要を示したもので、特定建設作業の工程を明示したもの)
- 当該特定建設作業で使う機器の性能等が書かれた書類(機器のカatalog等)(任意)

【規制の仕組み】

- ・ 届け出に係る特定建設作業に伴って発生する騒音が環境庁長官の定める基準に、振動が総理府令で定める基準に、適合しないことによりその周辺の生活環境がそこなわれる場合には、その事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法等について勧告を行い、さらに、その勧告が実現されない場合は、改善命令を行うこととしている。

【注意事項】

- ・ 届け出義務者は元請負業者である。(下請負業者、注文者、発注者は不適切である)
- ・ 届け出事項によっては必要な勧告を行うこともあり、深夜作業の制限、消音装置の取り付け等の事前勧告も行いことがある。
- ・ 風水害、火災等の場合のように、特定建設作業を行う必要があらかじめ想定できないような場合、急きょ特定建設作業を行うような場合は、7日前までに届けるということについて例外を認めるが、届け出を行いうる状況になったときに、速やかに届け出をする必要がある。

【問い合わせ先】

境港市 市民生活部 環境衛生課 環境対策係
TEL(0859)47-1060 FAX(0859)44-0960